

## 論 説

# 学術分野における男女共同参画政策とジェンダー統計の現状 —女性研究者の数値目標をめぐる政策課題を探る—

河 野 銀 子

(地域教育文化学部教授)

## 1 問題の背景と本稿の目的

### 1.1 学術分野の男女共同参画政策

学術研究や科学技術分野のイノベーションのために、多様な研究者がそれらの活動に関わる重要性が多くの国で認識されている。そして、研究者の多様性確保を推進するために、過少代表性となっている集団（エスニックマイノリティ、移民、女性等）の当該分野への参画促進を主眼とする政策が実施されるようになってきている。とりわけ、女性の過少代表性は改善すべき優先課題とされ、欧米だけでなくアジア諸国においても、女性研究者を増やすためのプログラムが施行されている。これらの政策的取り組みにあたっては、男女間の不平等を測定するツールとしてジェンダー統計が有効に機能してきた。

日本の男女共同参画政策においても、女性研究者等を増やすことを目的とするプログラムが開発・実施されている。それらは、数値目標とその達成期限を掲げる「ゴール・アンド・タイムテーブル」方式のポジティブ・アクションが採られ、女性研究者割合の数値目標を設定するための現状把握が欠かせない状況にある。つまり、ジェンダー統計の整備が必須の状況にある。しかしながら、女性研究者の現状を把握するための統計は充分でなく、「女性研究者」研究や政策が進まない一因として指摘されてきた（財部ほか 2014、小川ほか 2015）。

図 1 欧州委員会におけるジェンダー統計の活用

Figure 6.1. Proportion of women and men in a typical academic career, students and academic staff EU-28, 2007–2013

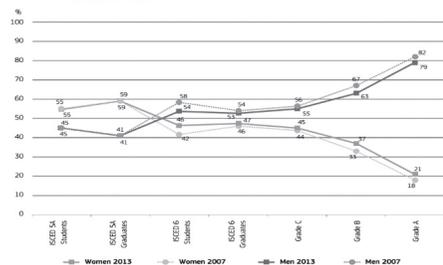
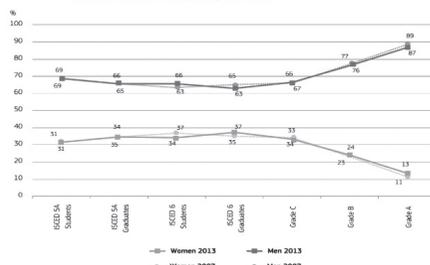


Figure 6.2. Proportions of women and men in a typical academic career in science and engineering, students and academic staff, EU-28, 2007–2013



出所) European Commission 2016, *She Figures 2015*, p127 & 128.  
([https://ec.europa.eu/research/swafs/pdf/pub\\_gender\\_equality/she\\_figures\\_2015-final.pdf](https://ec.europa.eu/research/swafs/pdf/pub_gender_equality/she_figures_2015-final.pdf))

通常、女性研究者の位置は、垂直方向のジェンダー・セグレーション（教育段階や職位）と水平方向のジェンダー・セグレーション（専門分野）によって捉えられる。それにより、教育や職位の各段階の男女研究者の状況を分野ごとに知ることができ、問題の所在を特定し、政策立案に反映していくことが可能となる。例えば、欧州委員会では図1のように、高等教育機関全体に占める男女比が、学部入学から修士課程修了、博士課程入学からその修了と研究職に就いた後の職位別に示されている。左図には、全分野の学生・研究者を合計した割合が示されており、修士課程修了までは女性割合が高いが博士課程では男女比が逆転すること、職位が上昇すれば女性割合が下降することが見て取れる。また、右図は理工系分野に限定して作成されたグラフで、全体の傾向と比べると学士課程の入り口段階から男女間の差が大きく、職に就くとその差が徐々に拡大することがわかる。このように、男女研究者の実態を可視化して捉えることができるのは、ジェンダー統計が整備されているからである。

## 1.2 日本の公的統計

前項で見たように、学術分野における男女共同参画政策の推進は、垂直方向と水平方向のジェンダー・セグレーションを確実に把握することから始まる。ところが、日本の公的統計ではこの実態が把握できないのである。様々な場で頻繁に利用される『男女共同参画白書』には、初等中等教育機関の女性教員割合と並んで高等教育機関の女性教員割合が示されているが（図2）、専門分野別の状況は掲載されていない。2016年度までの同白書には「大学教員における分野別女性割合」というグラフが掲載されていたが、その分類に、大学院所属や附置研究所等に所属する教員は含まれていなかったことを小川ほか（2015）が指摘している。また、日本の研究活動の実態を捉える調査（総務省「科学技術研究調査」）の結果を「過去最多を更新し続ける我が国の女性研究者」と紹介した「統計トピックス」（No.100）（図3）においては、企業を含む女性研究者の所属機関や専門分野は掲載されているが、それらと職位との関係は掲載されていない。

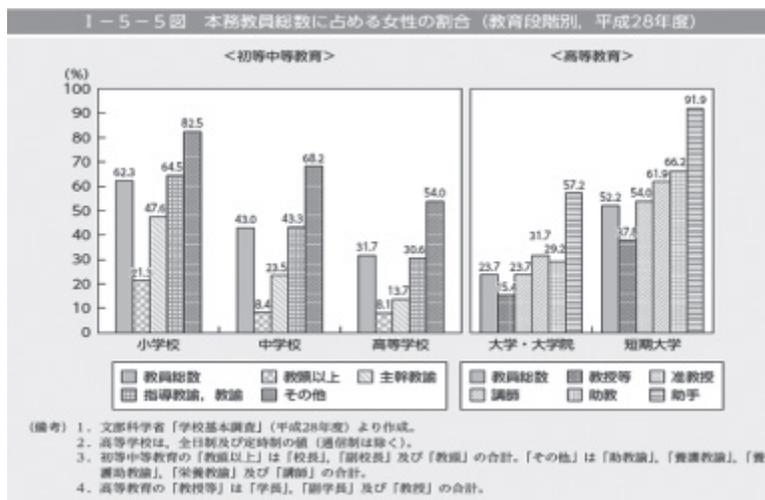
このように、公表されている統計は限定的なものにとどまっている。それは、データがあるのに公表されていないというより、すでに各調査の設計段階がジェンダー・ブラインドになっていることに起因すると考えられる。以下で詳細をみておく。

まず、上述した『男女共同参画白書』のグラフは、文部科学省が実施している「学校基本調査」の結果に基づいている。その調査票<sup>1</sup>を見ると、職位毎の女性研究者数を把握できるように設計されているが、専門分野を尋ねていないことがわかる。教員の所属を回答する形式になっているので、学部所属の教員の場合は学部名を、教養部や大学院所属、あるいは附置研究所所属の場合は該当する所属組織を回答する。そのため、大学院等に所属する教員は分野別に分類されなかったのであるが、そもそも専門分野を尋ねていないので学部教員についてもその実態

は不明のはずである。これまでの『男女共同参画白書』に掲載されてきた専門分野別の女性研究者割合は、実は所属学部による分類であったと思われる。学部名と専門分野がほぼ重なる場合には、所属学部を専門分野として代替しても大きな支障はないかもしれないが、学部名が多様化し、学問間の境界がゆらぐ昨今の状況を勘案すれば、専門分野は独立して質問される必要がある。また、「学校教員統計調査」（文部科学省）においては、専門分野と年齢区分や月額給与等を尋ねているのに、職位と専門分野の関係が男女別にわかる質問項目はない。つまり、文部科学省が実施しているいずれの調査においても、垂直方向と水平方向のジェンダー・セグリゲーションを同時に捉えることはできない。

一方、「統計トピックス」は総務省が実施している「科学技術研究調査」のデータが用いられている。同調査は専門分野別の女性研究者数を尋ねているものの、大学や企業内での職位を男女別には質問しておらず、また博士課程の大学院生が含まれているため、水平方向のジェンダー・セグリゲーションの一部のみしかとらえられない。

図2 初等中等教育および高等教育機関における女性教員割合



出所) 内閣府男女共同参画局『平成29年版男女共同参画白書』(2017)  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/honpen/b1\\_s05\\_01.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/zentai/html/honpen/b1_s05_01.html)

図3 女性研究者数と割合の推移



出所) 総務省「統計トピックスNo.100」(2017)  
<http://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/topics/pdf/tp100.pdf>

さらに、3つの調査のいずれも研究者個人ではなく組織の担当者が回答するため、研究内容の実態に即した研究領域や学問分野が回答されているとは限らない。したがって、現時点では日本の研究者をめぐる公的統計は、女性研究者の状況が十分に把握できるジェンダー統計にはなっていない。そのため、欧州委員会が公表しているような垂直方向と水平方向のジェンダー・セグリゲーションの中に女性研究者を位置づけてとらえることができないのである。

このように、数値目標を掲げて学術分野の男女共同参画政策を推進しているにもかかわらず、女性研究者の状況を把握する統計がおぼつかないという現状がある。各々の統計調査は独自の目的をもって始められ、時系列変化を捉えるためには調査項目を変更しない方が望ましいことを鑑みれば、既存の公的統計がジェンダー統計となっていないのはやむをえないかもしれない。しかし、昨今のように数値目標を掲げて男女共同参画政策を推進するならば、現状を正しくとらえるための統計が必要である。後述するように、最近、ジェンダー統計をめぐる国際的動向を受けて、日本のジェンダー統計の在り方を改善しようとする兆候がみられるようになってきているが、現状はまだ未整備であることは先述した通りだ。また今後のジェンダー統計の整備にあたっては、個別の統計をただ男女別に収集・集計するのではなく、欧州連合のようにならゆる政策のジェンダー主流化 (Gender mainstreaming) の中にジェンダー統計が位置づけられることが肝要である。

そこで、本稿は、ジェンダー統計をめぐる国際的動向を概観するとともに、日本の状況を整理することを主たる目的とする。具体的には、男女共同参画基本計画および女性活躍推進法に

における女性研究者の数値目標等の扱いとジェンダー統計をめぐる記載を分析していく。その際、必要に応じて、科学技術基本計画や公的統計基本計画等にもふれる。主な分析対象は、統計法（2007）に拠って「基幹統計調査」<sup>2</sup>に位置づけられている「科学技術研究調査」（総務省）、「学校基本調査」（文部科学省）、「学校教員統計調査」（文部科学省）である。

以下では、まず、欧米におけるジェンダー統計の導入過程を押さえ、次に、国内の男女共同参画関連政策や科学技術関連政策における女性研究者をめぐる数値目標の書き振りの変遷を整理する。次に、男女別統計やジェンダー統計が、男女共同参画政策の中にどう位置づけられているかを捉える。最後に、それらを踏まえ、研究や政策におけるジェンダー統計の現状と限界、今後の課題をまとめる。これらの検討により、「女性研究者」研究はもとより、学術分野の男女共同参画政策や女性研究者支援政策の発展に寄与することをめざす。

## 2 ジェンダー統計をめぐる国際的動向

### 2.1 ジェンダー統計の整備

欧米の政策におけるジェンダー主流化の広がりとともに、日本においても、女性と男性に関する統計の重要性に対する認識が高まり、それらが紹介されるようになってきた。杉橋（2006）によれば、ジェンダー統計とは、単なる男女別統計のことを指すのではなく、「統計生産過程のすべての段階—理論的・組織的準備過程から、実施過程、統計資料の公表及び所蔵—、そして分析においてもジェンダーの視点が組み込まれた統計活動、統計生産、統計利用」することを指す。本項では、こうした統計が必要とされるようになった背景を述べる。

藤掛（2003）によると、男女別統計は、従来の開発戦略が女性を対象としていなかっただけでなく、女性が伝統的に保持してきた権利を消滅させ、女性の地位向上につながらなかったことに対する反省に立って必要性が認識されるようになったという。1970年代には「女性と開発」（WID: Women in Development）を主題とする国際会議等で、その必要性が提唱され、実際の開発の場に導入されるようになった。しかし、やがて、WID戦略は「開発とは何か」を問うことなく、ただ女性を開発に統合するというアプローチであったこと、すなわちジェンダー関係の変革が不問にされていたことに対する批判が生じるようになる。例えば、伊藤り（1995）は、1980年代に露呈したWIDアプローチの限界について、「女性政策の政治的道具化」と指摘している。その後、「問題を抱えているのは女性である」という視点からの脱却が目ざされ、「ジェンダーと開発」（GAD: Gender and Development）アプローチへとシフトする（伊藤他訳1998）のである。このようなGADの包括的アプローチは、社会のジェンダー平等をもたらすとして国際機関が注目するようになり、たとえば、国際人口開発会議（1994年）において、「男性はジェンダー平等をもたらす重要な役割を果たす」と明言されるに至る（伊藤他訳1998）。

こうした潮流は、男女別統計からジェンダー統計への志向を促進することとなった。すなわち「女性の統計がない」問題を解決すべく「統計は男女別に収集されるべき」とする問題群から、統計が「ジェンダー問題を反映していない」ことを解消すべく「すべての統計が男女別に生産、分析、提示され、社会におけるジェンダー問題を反映する」ことがめざされるようになったのである（伊藤他訳1998）。

そして、1995年の北京行動綱領<sup>3</sup>（戦略目標H.3）には、「立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること」と書き込まれ、無償労働の状況把握をも含む政府や国連機関がとるべき行動が示された。政府に対して求められたのは、次の4点である。

- (a) 女性及び男性に関する項目別のデータを広範な非専門的な利用者に適した形で提供し説明する。ジェンダーに関する統計出版物の定期的な作成を確保すること。
- (b) 各国の統計作成者及び利用者が公的統計制度の妥当性及びジェンダー問題の適用度を定期的に見直し、必要な場合は、必要な改善に関する計画を準備するよう保障すること。
- (c) 公共・民間両部門における上級の意思決定のポストにある女性及び男性の数を含め、社会における権力及び影響力の分担に関して、調査機関、労働組合、使用者、民間部門及び非政府機関による数量的・質的な調査を開発し、また、開発を奨励すること。
- (d) 政策の策定並びにプログラム及びプロジェクトの実施に当たって、ジェンダーにより配慮したデータを利用すること。

このように、国連の会議においてジェンダー統計を政府機関が行うと記載されたのを機に、各国政府や国際機関等がその施策に取り組み始めた。ここで重要なことは、性別のない統計から男女別統計へ、そしてジェンダー統計へという移行が、統計調査にかかる表面的な技術的転換ではなく、理論的転換から生じていることであろう。それは、個々の「女性問題の解消」を目指す「女性政策」から、不平等なジェンダー関係に根差した「ジェンダー問題の解決」、そしてジェンダー秩序の変革をめざす「ジェンダー平等政策」へのパラダイムシフトである（矢澤2015）。

## 2.2 欧州委員会の取り組み

上述した国際的動向について、欧州委員会を例にとって概観しておこう。欧州委員会は、1999年に研究・開発政策において「ジェンダー主流化」(Gender Mainstreaming) モデルを採用することを明確に提示し、欧州連合加盟国及び関連国を対象とした研究助成プログラム（フレームワーク・プログラム6：2002-2006）に盛り込むことを決定した（European Commission 2010）。欧州委員会はそれ以前から統計担当部局を中心に統計を充実させていた（Eurostat）が、科学分野の不平等を測定するツールとして研究・開発分野におけるジェンダー統計が主題化されたのである。ちなみに、国際的にはジェンダー統計の普及は政府統計家に依るところが大き

く、ジェンダー統計が研究者によって意識化され政策に用いられるようになった日本とは背景が異なっている（杉橋2006）。

小川の訳書（2004）の解説によれば、欧州連合の政策において「女性と科学」の問題が大きく取り上げられるようになったのはフレームワーク・プログラム4（1994-1998）であったが、ジェンダー統計への注目は、フレームワーク・プログラム5（1998-2002）においてであろう。ジェンダー統計の徹底によって科学技術分野のジェンダー不平等を可視化した『ヘルシンキ・レポート』が公表されたのである。加盟国の国家公務員で構成された政府機関のメンバー（「ヘルシンキ・グループ」と呼ばれる）が作成の中心となったことから、北京行動綱領の戦略を着実に行使していることがわかる。さらに、このレポートを踏襲する統計報告書は、2003年以降、*She Figures : Gender in Research and Innovation*という刊行物として3年ごとに欧州連合より出版されるようになってきている。先に示した図1が掲載されているのはその最新版であるが、ジェンダー統計を定期刊行物として発行することも、北京行動綱領で求められていた戦略目標である。

以上のように、欧州連合は、北京行動綱領に示された戦略に即した取り組みを着実に遂行してきたといえる。こうしてジェンダー統計の整備を進めることにより、科学技術分野における男女間の不平等が可視化されただけでなく、加盟国のデータが徐々に揃うことで共通の課題や次の戦略が検討できようになったと考えられる<sup>4</sup>。ジェンダー統計の活用は、ジェンダー政策を段階的に推し進める賢明な戦略となりうるのである。

### 3 日本の男女共同参画政策における数値目標

#### 3.1 男女共同参画基本計画

日本におけるジェンダー政策は、男女共同参画社会基本法（1999年）の制定を契機として策定されるようになった男女共同参画基本計画を軸に進められている。5年ごとに策定されているこの基本計画において、女性研究者や大学の女性教員の少なさが解決すべき課題として示されたのは、第2次基本計画（2005年12月）においてである。本項では、特に数値目標に着目しながら、現行までの経過を整理する。

##### (1) 第2次男女共同参画基本計画

第2次男女共同参画基本計画においては、まず、「1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」<sup>5</sup>の(3)に、「2020年までに、あらゆる分野の指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標に向けた「企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組」を支援することが盛り込まれた。2003年に政府の男女共同参画推進本部が

決定し、その後に閣議決定を経た、いわゆる「2020年30%」の目標に準拠した施策を講じることが明記されたのである。そして、(4)に設定された「調査の実施及び情報・資料の収集、提供」の中に、「女性教員割合の向上など」を大学に要請することが明記された。具体的には、各国立大学法人に対し、「国立大学協会の目標を踏まえて、2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」ことを要請するとの記載が見られる。

さらに、「12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」という項目が立てられ、施策の基本的方向の(1)として「科学技術」が挙げられた。そこに、「科学技術分野における多様性確保」等を図るため、「女性研究者の採用機会等の確保及び勤務環境の充実を促進するとともに、科学技術分野に係る政策・方針決定過程への女性の参画割合を高めること」が盛り込まれ、さらに具体的施策として「女性研究者の採用・登用、機会の確保、勤務環境の整備等」や「統計データの整備」が記載された。前者については、「総合科学技術会議基本政策専門調査報告で示された目標値を目安」として、「各研究組織ごとに、女性研究者の採用の数値目標」を設定し、達成状況が「公開されることを期待する」とある。その数値目標とは、「自然科学系全体として25%（理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%）」<sup>6</sup>というものであった。また、後者の「統計データ」に関しては、「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する」と記載された。

## (2) 第3次、第4次男女共同参画基本計画

上述したように、第2次男女共同参画基本計画において、数値目標を掲げて女性研究者を増やそうとする施策がとられた。しかし、それらは国立大学や自然科学分野に限定されたものであったため、数値目標の達成に向けた実効性という観点からは第3次男女共同参画基本計画（2010年12月）がメルクマールであったといえる。2003年に示された「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標は、2005年には閣議決定され、その後、2007年に「指導的地位」が定義され、さらに第3次男女共同参画基本計画においては82項目の「成果目標」<sup>7</sup>が設定された。これにより、施策を講ずるべき具体的対象と推進主体となる担当府省が明記された。このような「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」によるポジティブ・アクションは、「女性活躍推進法」制定（2015年8月）を受けてこれまでの基本計画とは書き振りが多少変更された第4次男女共同参画基本計画（2015年12月）においても適用されている。

こうして、第3次男女共同参画基本計画では、「第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」<sup>8</sup>において、「大学の教授等に占める女性の割合30%（2020年）」（2009年：16.7%）という数値目標が掲げられることになった。また、第4次男女共同参画基本計画における大学教員に占める女性割合の数値目標は、メディアと教育分野を統合して設定

された「第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」に位置付けられ、「准教授25%（早期）、更に30%を目指す」「教授等（学長、副学長及び教授）17%（早期）、更に20%を目指す」（2014年：順に22.6%、14.4%）ことが掲げられた。第3次から第4次男女共同参画基本計画にかけて、大学教員の目標が職位を分けて示されるようになるという変化が見られる。

一方、自然科学系の女性研究者に関しては、第3次男女共同参画基本計画では、「第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画」<sup>9</sup>に「採用目標値」が示された。第4期科学技術基本計画（2011-2015年度）で掲げられた「自然科学系25%（早期）、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す」という目標が踏襲されている。また、第4次男女共同参画基本計画においては、自然科学系の女性研究者採用割合に関する記述は、第3次男女共同参画基本計画より上位の「第5分野」に位置付けられた。そして「科学技術・学術分野における男女共同参画の推進」という項目の中に、第5期科学技術基本計画（2016-2020年度）において目標とされた数値と同じ、「自然科学系全体で30%、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%」が掲げられた。

以上の分析からわかるのは、確かに女性研究者や女性教員の割合に関する数値目標が掲げられてきたが、男女共同参画基本計画においても、その数値目標の前提となる科学技術基本計画においても、期が変わっても同じ数値が目標として掲げられていることである。2005年に策定された第2次男女共同参画計画で掲げた「自然科学系全体として25%」が第3次では「自然科学系25%（早期）、更に30%」へ、そして第4次には「30%」へと自然科学系全体の数値目標は上方修正されているとみなせるものの、分野ごとの採用数値目標は変わっていない。「理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%」という目標は、10年にわたって同じ数値が掲げられているのである。「科学技術基本計画」と「男女共同参画基本計画」の接合が悪かったのかもしれないが、数値目標を掲げる意義が問われる事態である。しかも、こうした状況がなぜ生じたのか、例えば数値目標の設定方法に問題があったのか、各機関が目標達成のための努力を怠ってきたのか等に関して議論された形跡は見られない。

### 3.2 女性活躍加速のための重点方針

数値目標を設定して男女共同参画政策を推進するためには、策定時点の「指導的地位」にある女性の状況等を数的に把握した上で、当該分野の女性を増やす仕組みや手立てを講じる必要があるが、それを法的に位置付けたのが「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の指針に関する法律）」である。2015年8月27日に成立した同法<sup>10</sup>は、「働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため」に、国

や地方公共団体、民間企業等の事業主に対し、「女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表」を義務付けた<sup>11</sup>。

成案に先駆けて、政府の「すべての女性が輝く社会づくり本部」は、『女性活躍加速のための重点方針2015』<sup>12</sup>を公表している（2015年6月26日）。「女性参画拡大に向け」てさらなるポジティブ・アクションを進めることや、「社会の課題解決を主導する女性」を育成するために「科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成」等が「政府を挙げて強力で推進する」政策として位置づけられたが、数値目標や達成期限は示されておらず、女性大学教員の割合等に関する記載もない。

また、「女性活躍推進法」の完全施行（2016年4月）後には、『女性活躍加速のための重点方針2016』<sup>13</sup>が公表された。第4次男女共同参画基本計画で掲げた2020年までの目標を踏まえて、女性活躍の加速に向けて重点的に取り組む課題が取りまとめられている。Ⅰの「2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」の中に「次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大」に取り組むこと、Ⅲの「1. 子育て基盤等の整備」の中に「大学等における保育環境整備の仕組みのモデル」を構築すること、などが盛り込まれているが、女性研究者の採用や女性大学教員割合等に関する記載は見られない。

最新の『女性活躍加速のための重点方針2017』<sup>14</sup>では、女性活躍推進法の施行を「新たなステージ」と位置づけている。そして、「各界各層における自発的な取組を促進」するために必要な諸情報を「見える化」することや働き方改革を強力に進めること等をめざして、第4次男女共同参画基本計画に定めた数値目標等の実現に向けて重点的に取り組むべき課題がまとめられた。女性研究者等に関する記載は、Ⅰの「3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」の「(6)理工系をはじめとする科学技術・学術分野における女性活躍」に見られる。①として「理工系をはじめとする科学技術・学術分野における女性人材の裾野拡大」が掲げられ、保護者や教職員等も視野に入れた女子生徒の理工系進路選択の促進策が具体的に示されている。とりわけ、「ITなど需要の拡大が見込まれる分野」の「人材不足」に対する懸念から、その育成やネットワーク形成が目ざされている。また、③として「女性研究者の活躍促進に向けた環境整備」において、研究と出産・育児・介護等との両立等を可能とする研究環境の実現や復帰支援のための研究奨励金支給などの取組みを一層推進すること等が書き込まれた。これらについて詳細な記載がある一方で、女性研究者や女性大学教員の採用割合等に関する直接的記載は見られない。

以上、日本の男女共同参画政策における女性研究者や女性大学教員の割合等に係る記載の位置づけを検討してきた。その結果、狭義には第2次男女共同参画基本計画以降、広義には第3次男女共同参画基本計画以降、数値目標とその達成期限を掲げるゴール・アンド・タイムテーブル方式によって、学術分野等で活躍する女性研究者や大学の女性教員の数を増やす施策が推

進されてきたことが明確になった。このことは、数値目標を掲げるための基礎データとして、女性の状況がわかる統計が必要とされていることを意味する。他方、女性活躍推進法に依拠して毎年示される『重点方針』には数値目標は示されない。同法は、各事業主に数値目標の設定を含む行動計画の策定を求めているが、それらが事業主の自発的な取り組みとされていることから、実効性に懸念がある（河野 2017）。とはいえ、女性の現状を把握するための統計がないと取り組めない仕組みになっている点において、画期的といえる。以上のように、日本の男女共同参画関連政策は数値に基づいて推進するようになってきていることから、少なくとも男女別統計が欠かせないことが明らかとなった。しかし、先述したように、学術分野の女性研究者等の状況を捉えるための公的統計は十分とはいえない。

## 4 国内の男女共同参画関連政策とジェンダー統計

### 4.1 男女共同参画計画におけるジェンダー統計

ここまでみてきたように、学術分野の男女共同参画を推進する政策において、女性研究者の採用目標や大学の女性教員割合が数値目標として示された。では、それを実現するために必要なジェンダー統計の政策的位置づけはどうなっているだろうか。本項では、男女共同参画基本計画における記載を追っていく。

先述したように、第2次男女共同参画計画において男女別統計に関する記載が見られた。それは、「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する」との記述にとどまっていたが、第3次男女共同参画計画ではより詳細に記述されるようになる。

第3次男女共同参画基本計画においては、第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革」の4として「男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供」が設定され、その中のイに「調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実」が位置づけられた。具体的には、「男女の置かれた状況を客観的に把握できる統計の在り方について検討を行い、男女及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める」ことや「統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す」こと、また「統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、年齢別にも把握できるように努めるとともに、都道府県別データについても公表に努め」、「男女共同参画に関わる重要な統計情報は国民に分かりやすい形で公開し、周知を図る」と記載されている。「男女別等統計」と「等」を含む表記が使用されたことや、具体的な内容から、単なる男女別統計ではなくジェンダー統計がめざされていることがうかがわれる。さらに、その活用についても、統計法(2007

年法律第53号)に基づく二次的利用の推進や、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2009年3月13日閣議決定)に基づく統計データ・アーカイブの整備の検討とも連携して「男女共同参画に関するより高度な分析に活用できるような仕組みに関する検討を進める」とされた。また、これらに、「各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める」ことが併記され、ジェンダー統計が男女共同参画政策以外においても活用される仕組みの構築がめざされていることがわかる。

つづく第4次男女共同参画基本計画においては、「V推進体制の整備・強化」の「2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進」の⑤に、次のような記載が見られる。まず、「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」とされ、「男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法に基づく二次的利用を推進」し、さらに⑥には、「各種の政府の計画における数値目標等について、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める」と記載された。基本的には第3次男女共同参画基本計画の内容が踏襲されたものとなっている。すなわち、男女別統計にとどまらないジェンダー統計の整備や公表、二次的利用の推進、また数値目標を伴う政策における達成状況を男女別に示すことが求められた。

以上のように、男女共同参画基本計画におけるジェンダー統計の記載の分析を通して、男女共同参画政策を推進するためのツールとしての必要性が認識されていること、それは単なる男女別統計にとどまらず、ジェンダー統計の充実がめざされるようになってきていることが明らかとなった。実態はともかく、取り組む方向性に関しては、ジェンダー統計に対する1990年代の国際社会の動向に近づきつつあることがうかがわれる。

#### 4.2 女性活躍推進法におけるジェンダー統計

先にも触れた女性活躍推進法の実効性をめぐっては、さまざまな認識や意見がありつつも<sup>15</sup>、一定の評価がなされている(皆川 2016)<sup>16</sup>が、事業主に対して状況把握を義務付けていることは、ジェンダー統計という観点からも注目し得る。数値に基づく現状把握の義務付けは、大学の女性教員や研究者の実態を把握し、研究の場のジェンダー平等の推進に寄与すると考えられるからである。具体的には、大学や企業が「一般事業主」として行動計画を策定するにあたり、①採用者数に占める女性割合、②勤続年数の男女差、③各月の超過勤務時間、④管理職に占める女性割合等の状況を把握し、課題を分析することが義務付けられた。ジェンダー統計という語句は使用されていないが、いずれの項目もジェンダー統計の趣旨にそうものと思われる。

そこで、同法にそくして毎年示される「重点方針」におけるジェンダー統計の位置付けをみておきたい。結論を先に述べれば、『女性活躍加速のための重点方針2016』においては、ジェンダー統計にかかる記載はみられなかった。しかし、『重点方針2015』と『重点方針2017』には記載が見られるので、以下で触れていく。

まず、「長時間労働の削減などの働き方改革」「男性中心型労働慣行等の見直し」「社会の安全性を高め、困難を抱えた女性が安心して暮らせるための環境整備」を掲げた『女性活躍加速のための重点方針2015』においては、これらの取り組みを効果的に進めるための手段として「関連するジェンダー統計の充実を図る」ことが盛り込まれた。状況把握が義務付けられた4項目との対応がみられるものの、これ以上踏み込んだ記述はない。

『女性活躍加速のための重点方針2017』では、Iの中に「3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」という項目がたてられ、「(12)国際的な取組の推進」として、「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催による、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の国際的な発展への貢献」が書き込まれた。2018年に国連と共催で国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」を日本で開催するため、必要な準備を進めるとされている。すなわち、男女共同参画社会の形成にかかる国際的協調（男女共同参画社会基本法第7条）のもとにジェンダー統計を位置付けようとしたと考えられる。さらに、IIの「(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の取組」として、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（2013年5月男女共同参画局）における、災害時等の男女別統計の整備・活用等の必要性の提言を踏まえることが明記された。また、「仙台防災枠組2015-2030」に基づいて、男女共同参画の視点から現状データや各種の調査を分析することや、その方向性等を取りまとめ、男女共同参画の推進による地域防災力向上のための取組等について検討することが記載された。これらから、ジェンダー統計を用いた男女共同参画政策を他の政策とも関わらせて推進しようとする意向が読み取れるが、今のところ、個別で限定的な範囲にとどまっている。

以上見てきたように、第3次、第4次男女共同参画基本計画では、数値目標の設定とジェンダー統計の整備や二次利用促進が、また「女性活躍推進重点方針2015」においては「ジェンダー統計」にかかる1か所の記載が、「女性活躍推進重点方針2017」においては「国際的取り組み」「防災」の2か所に記載があった。このように見ると、日本のジェンダー統計は、数値目標設定の項目となった事項や国際的取組や防災といった個別の政策課題の中に位置づけられつつあり、このままでは政策全体のジェンダー主流化推進のツールとはならない可能性がある。

#### 4.3 公的統計基本計画におけるジェンダー統計

前項までは、男女共同参画関連政策におけるジェンダー統計の位置付けを整理したが、2014

年3月25日に閣議決定された「第Ⅱ期公的統計の整備に関する基本的な計画」(2014-2018年)<sup>17</sup>においてもジェンダー統計に関する記載がある。この計画は、公的統計を体系的効率的に整備すること等を目的として全部改訂された新しい統計法が施行されたことを受け、「公的統計が社会の情報基盤としての役割を果たす」ことがめざされた第Ⅰ期公的統計基本計画を踏襲している<sup>18</sup>。すなわち、「統計の有用性の確保・向上の達成」を継承し、「統計の体系的整備を推進するため」に5つの視点を提示した。それらは、(1)統計相互の整合性の確保・向上、(2)国際比較可能性の確保・向上、(3)経済・社会の環境変化への的確な対応、(4)正確かつ効率的な統計作成の推進、(5)統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進である。

ジェンダー統計に関しては、いわゆる「骨太方針」（「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」）において推進する施策(3)で取り上げられた。「第3次男女共同参画基本計画」に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別や年齢別の統計の充実を図るなどの見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進するとされている。ジェンダー統計という語句自体は、この1箇所ではしか使用されていないが、女性大学教員の割合や研究者の採用にかかる数値目標を掲げた第3次男女共同参画基本計画に準ずることになるため、公的統計におけるジェンダー統計が整備されていくことも期待される。

## 5 おわりに

本稿では、学術研究や科学技術分野の多様性確保のために女性研究者の増加が期待され、達成期限と数値目標を設定するゴール・アンド・タイムテーブル方式による男女共同参画政策が進められるようになってきたことを背景に、それらの位置付けを押さえるとともに、その政策を円滑に進めるためのツールとしてのジェンダー統計がどのように位置付けられてきたかのかについて、検討した。

まず、男女共同参画基本計画と女性活躍推進法に基づく各年の「重点方針」における女性研究者の採用割合や大学の女性教員割合の記載の位置付けを分析することによって、それらの数値目標を達成期限とともに掲げる方式がとられるようになってきていることを確認した。特に前者における記述には、単なる男女別統計ではなくジェンダー統計の必要性が記載されていた。これら男女共同参画関連政策において、ジェンダー統計の必要性が確実に高まっていると言える。

そこで、次に、男女共同参画基本計画や女性活躍加速のための重点方針におけるジェンダー統計の位置付けを分析したところ、いずれの施策にもジェンダー統計にかかる記載があった。ただ、男女共同参画基本計画では、女性教員や女性研究者の割合に関する記載が見られたが、

女性活躍加速のための重点方針には、ジェンダー統計の国際会議開催にかかる記述と防災にかかる記述のみであった。また、公的統計基本計画においても第3次男女共同参画基本計画を踏まえたジェンダー統計の記載があった。このような分析を通して、ジェンダー統計の現状について、次の2点にまとめることができる。

第一に、女性研究者の採用割合や大学の女性教員割合にかかるジェンダー統計については、第3次男女共同参画基本計画を軸に公的統計基本計画にも記載されていた。その女性研究者割合については、第4期科学技術基本計画が踏まえられていた。したがって、数値目標を掲げて女性研究者や大学の女性教員を増やそうとする政策は、「男女共同参画基本計画」「公的統計基本計画」「科学技術基本計画」という3つで取り込まれることとなり、その文脈においてジェンダー統計の整備が求められているのが現状である。

第二に、ジェンダー統計の必要性は、国際的な協調や防災といった個別テーマ内では詳細に書き込まれる傾向が見られた。これらは男女共同参画政策というよりは、公的統計の整備や防災や復興という問題群であり、一見すると男女共同参画政策とは無関係に見えるが、こうした施策の中でジェンダー統計の必要性が認識されていることは重要である。数値目標のために男女別統計が必要であるとする認識を超えたところに、ジェンダー統計の必要性が位置付けられているからである。

以上のような現状分析から、今後、垂直方向と水平方向のジェンダー・セグリゲーションを測るためのジェンダー統計の整備が進められていくことが推測される。他方で、課題と考えられるのは、数値目標と関わらないジェンダー統計の推進については、個別の問題群において書き込まれている点である。「女性研究者」研究や男女共同参画政策のさらなる発展のためには、あらゆる政策のジェンダー主流化を推進する中にジェンダー統計が位置付けられることが肝要である。政策立案者も研究者もこの点を共有して学術分野の男女共同参画の推進に関わることが期待される。

## 注

- 1 文部科学省『平成29年度学校基本調査・調査票様式（高等教育機関）』（[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/03/16/1355976\\_3\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/03/16/1355976_3_1_1.pdf)）（最終閲覧日2017年9月25日）
- 2 「基幹統計」とは、国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計（2015年3月現在、55件）（総務省）。
- 3 内閣府男女共同参画局『第4回世界女性会議行動綱領（総理府仮訳）』「第IV章 戦略目標及び行動H：女性の地位向上のための制度的な仕組み」

- ([http://www.gender.go.jp/international/int\\_norm/int\\_4th\\_kodo/chapter4-H.html](http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4-H.html))（最終閲覧日2017年9月25日）
- 4 「数値に語らせる」効果については、小川（2012）を参照のこと。
  - 5 内閣府男女共同参画局『第2次男女共同参画基本計画』  
([http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/2nd/pdf/2-01.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/pdf/2-01.pdf))（最終閲覧日2017年9月25日）
  - 6 内閣府男女共同参画局『第2次男女共同参画基本計画』  
([http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/2nd/pdf/2-13.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/pdf/2-13.pdf))（最終閲覧日2017年9月25日）
  - 7 「成果目標」とは「それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準」のこと（内閣府2010）。
  - 8 内閣府男女共同参画局『第3次男女共同参画基本計画』「第11分野」（最終閲覧日2017年7月25日）  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/3rd/pdf/3-14.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-14.pdf)
  - 9 内閣府男女共同参画局『第3次男女共同参画基本計画』「第12分野」（最終閲覧日2017年7月25日）  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/3rd/pdf/3-15.pdf](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-15.pdf)（最終閲覧日2017年9月2日）
  - 10 内閣府男女共同参画局  
[http://www.gender.go.jp/policy/suishin\\_law/horitsu\\_kihon/pdf/law\\_honbun.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/horitsu_kihon/pdf/law_honbun.pdf)（最終閲覧日2017年9月2日）
  - 11 内閣府男女共同参画局  
[http://www.gender.go.jp/policy/suishin\\_law/horitsu\\_kihon/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/horitsu_kihon/index.html)（最終閲覧日2017年9月2日）
  - 12 首相官邸「すべての女性が輝く社会づくり本部」  
[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant\\_women/pdf/20150626honbun.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20150626honbun.pdf)（最終閲覧日2017年9月26日）
  - 13 首相官邸「すべての女性が輝く社会づくり本部」  
[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant\\_women/pdf/20160520honbun.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/brilliant_women/pdf/20160520honbun.pdf)（最終閲覧日2017年9月9日）
  - 14 内閣府男女共同参画局  
[http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/jyuten2017\\_honbun.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/jyuten2017_honbun.pdf)（最終閲覧日2017年9月2日）

- 15 『学術の動向』 2017年8月号特集「202030は可能か」等を参照のこと。
- 16 皆川満寿美2016「女性活躍推進法の成立—「成長戦略」から「ポジティブ・アクション」—」  
『国際ジェンダー学会誌』 14:8-31.
- 17 総務省『公的統計の整備に関する基本的な計画』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000283567.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000283567.pdf) (最終閲覧日2017年9月25日)
- 18 総務省「公的統計の整備に関する基本的な計画」  
[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/12.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm) (最終閲覧日2017年9月25日)

## 参考文献

- 伊藤るり (1995) 「<グローバル・フェミニズム>と途上国女性の運動—W I Dと女性のエンパワーメントをめぐる—」坂本義和編『世界政治の構造変動4 市民運動』47-83. 岩波書店.
- 遠藤薫ほか (2017) 「特集2 : 202030は可能か—「女性活躍推進法」の実効性を問う—」『学術の動向』 22(8) : 52-106. 日本学術協力財団.
- 小川眞里子 (2012) 「E Uにおける女性研究者政策の10年」『人文叢書』(三重大学) 29 : 147-162.
- 小川眞里子・横山美和・河野銀子 財部香枝・大坪久子 (2015) 「東アジアの女性学生・研究者の専攻分野に関するジェンダー分析 : E U・日本・韓国・台湾の比較をとおして」『人文叢書』(三重大学) 32 : 15-28.
- 河野銀子 (2016) 「教育分野における男女共同参画の状況—「2020年30%」に向けて—」『国際ジェンダー学会誌』 14 : 96-108.
- 河野銀子 (2017) 「教育分野の実態と課題—初等中等教育機関の教員に着目して—」『学術の動向』 22(8) : 87-93. 日本学術協力財団.
- 杉橋やよい (2006) 「ジェンダーと統計—ジェンダー統計の現段階と課題—」『社会科学としての統計学』(経済統計学会) 90 : 247-257.
- Statistics Sweden, Engendering Statistics: A Tool for Change, (1996) (スウェーデン統計局(ビルギッタ・ヘルドマン、フランチェスカ・ペルーチ、ペール・スンドストローム)『女性と男性の統計論—変革の道具としてのジェンダー統計—』(伊藤洋一・中野恭子他訳)(1998)、梓出版社.
- 総務省統計局 (2017) 「過去最多を更新し続ける我が国の女性研究者—科学技術週間にちなんで(科学技術研究調査の結果から)」統計トピックス、No.100.
- 財部香枝・河野銀子・小川眞里子・大坪久子 (2014) 「東アジアにおける女性学生の専攻分野

- に関するジェンダー分析—日本・韓国・台湾の比較をとおして」中部大学国際関係学部論集『貿易風』9：152-165.
- 内閣府男女共同参画局（2017）『平成29年版男女共同参画白書』
- 藤掛洋子（2003）『人々のエンパワーメントのためのジェンダー統計・指標と評価に関する考察—定性的データの活用に向けて—』JICA報告書.
- 皆川満寿美（2016）「女性活躍推進法の成立—「成長戦略」から「ポジティブ・アクション」—」『国際ジェンダー学会誌』14：8-31.
- 矢澤澄子（2015）「女性のエンパワーメントとジェンダー平等：国連「北京+20」の節目に」『NWE C実践研究』6：6-34.
- European Commission（2010）, *Stocking 10 years of “Women in Science” policy by the European Commission 1999-2009*, European Union.
- European Commission（2012）. *She Figures 2012. Gender in Research and Innovation: Statistics and Indicators*.

Current state of gender equality policy and gender statistics  
in the academic field  
- Exploring policy issues on numerical goals of female researchers -

Ginko Kawano

(Yamagata University)

The main purpose of this paper is to give an overview of international trends on gender statistics and grasp the situation of gender statistics in Japan.

First, as a process of promoting gender statistics in the Western countries, we mentioned that shifting from WID (Women in Development) to GAD (Gender and Development) promoted gender statistics. Specifically, we analyze the treatment of numerical goals of female researchers in the Basic Plan for Gender Equality and the Act on Promotion of Women's Activities and the description on gender statistics. It refers to the Basic Science and Technology Plan and the Basic Statistics Plan as well. The main analysis targets are “Science and Technology Research Survey” (Ministry of Internal Affairs and Communications), “School Basic Survey” (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology), “School Teacher Statistics Survey” (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology).

Next, we summarize the transition of the writing of numerical goals for female researchers in domestic gender equality-related policies and science-related policies. After that, we grasp how men and women statistics and gender statistics are positioned in the gender equality policy. Finally, based on those, we summarized the current situation and limitations of gender statistics in research and policy, future tasks. Through these studies, we intend to contribute not only to “female researchers” research but also to the development of gender equality policy and academic support policy for women researchers in the academic field.